



「冬の交通安全運動」

「油断せず いつも心に 初心者マーク」「危ないよ わたれるつमोरの その横断」をスローガンに、冬の交通安全運動を12月10日(月)から31日(月)まで実施します。年末は交通量の増加などにより交通事故の多発が予想されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を徹底しましょう。

運動の重点目標

1 飲酒運転の根絶

道路交通法が改正され、飲酒運転に係る罰則強化や周辺者への新たな罰則が盛り込まれました。飲酒運転は重大な事故を引き起こす要因です。飲酒後は運転しない、運転手には飲酒させないようにしましょう。

■酒酔い運転の厳罰化

○ドライバーに対する罰則強化

【改正後】 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

【改正前】 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○車・酒の提供者、同乗者に対する罰則の新設

車両の提供者 → 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒類の提供者 → 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

同乗者 → 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

■酒気帯び運転の厳罰化

○ドライバーに対する罰則強化

【改正後】 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【改正前】 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

○車・酒の提供者、同乗者に対する罰則の新設

車両の提供者 → 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者 → 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

同乗者 → 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

2 高齢者の交通事故防止

千葉県内の死亡事故では、高齢者が道路横断中に被害に遭われる事故が増加しています。ドライバーの皆さんは、思いやりとゆずり合いの心を持って運転しましょう。

高齢者の皆さんは、自分の身体能力を正しく理解して、能力に応じた適正な運転や歩行を心掛けましょう。70歳を過ぎて、身体能力の低下により運転に影響があると感じたときは、高齢運転者標識(もみじマーク)を付けましょう。自動車の運転手は、この標識を付けた自動車に対して、幅寄せや割り込みをしてはいけません。

飲酒運転禁止!



3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

明るい色の服装や反射材を身につけましょう。また、自転車を利用するときは、早めにライトを点灯しましょう。交差点では、信号を守り、一時停止、安全確認を徹底しましょう。幼児・児童を自転車に乗せるときには、ヘルメットを着用しましょう。

<問い合わせ先>

総務課交通班 ☎62-5835